



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月25日
第439号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 1
- 公 告
 - 令和5年度前期技能検定3級早期合格者公告 (労働雇用政策課) 2
 - 県営土地改良事業計画の変更後の概要公告 (耕地課) 4
- 健康福祉事務所告示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (湖北) 5
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) 5
 - 土地改良区定款変更認可公告 (東近江) 6
- 公安委員会告示
 - 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定 (地域課) 6
- 病院事業庁規程
 - ※滋賀県病院事業を行う施設の診療科目に関する規程の一部改正 6
 - ※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正 7
- 病院事業庁公告
 - 一般競争入札の公告 7

告 示

滋賀県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年8月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
サポートセンター庵	大津市坂本六丁目26-20	訪問看護	—	令和5.7.1
訪問看護ステーションかがやき彦根	彦根市外町浄土129-2	訪問看護	—	令和5.8.1
ユタカ薬局浅井	長浜市三田町1744-1	薬局	横 関 亮	令和5.8.1
ピーチ薬局	近江八幡市出町417-1	薬局	大 川 裕 紀	令和5.8.1
いちえ薬局草津店	草津市草津三丁目4-14	薬局	田 中 諒	令和5.8.1
ユタカ薬局栗東小柿	栗東市小柿六丁目4番28号	薬局	矢 野 武 規	令和5.8.1
ユタカ薬局365	米原市間田506-2	薬局	犬 飼 幸 利	令和5.8.1

滋賀県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションかがやき彦根	彦根市外町浄土129-2	訪問看護	—	令和5.8.1
育成医療・更生医療	ユタカ薬局浅井	長浜市三田町1744-1	薬局	横関 亮	令和5.8.1
育成医療・更生医療	ピーチ薬局	近江八幡市出町417-1	薬局	大川 裕紀	令和5.8.1
育成医療・更生医療	いちえ薬局草津店	草津市草津三丁目4-14	薬局	田中 諒	令和5.8.1
育成医療・更生医療	ユタカ薬局栗東小柿	栗東市小柿六丁目4番28号	薬局	矢野 武規	令和5.8.1
育成医療・更生医療	ユタカ薬局365	米原市間田506-2	薬局	犬飼 幸利	令和5.8.1

公 告

令和5年度前期技能検定3級早期合格者公告

令和5年度前期技能検定3級早期の合格者は、次のとおりである。

令和5年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号		
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲0005	23-3-103-25-0001		
		A 甲0006	23-3-103-25-0002		
		A 甲0007	23-3-103-25-0003		
		A 甲0008	23-3-103-25-0004		
		A 甲0009	23-3-103-25-0005		
		A 甲0010	23-3-103-25-0006		
		A 甲0012	23-3-103-25-0007		
		A 甲0013	23-3-103-25-0008		
		A 甲0014	23-3-103-25-0009		
		造園	造園工事	A 甲0001	23-3-062-25-0001
				A 甲0004	23-3-062-25-0002
				A 甲0005	23-3-062-25-0003
				A 甲0006	23-3-062-25-0004
				A 甲0007	23-3-062-25-0005
A 甲0008	23-3-062-25-0006				
A 甲0011	23-3-062-25-0007				
A 甲0012	23-3-062-25-0008				
A 甲0014	23-3-062-25-0009				
A 甲0016	23-3-062-25-0010				
A 甲0017	23-3-062-25-0011				
B0001	23-3-062-25-0012				
機械加工	普通旋盤			A 甲0001	23-3-006-25-0001

	A 甲0004	23-3-006-25-0002
	A 甲0005	23-3-006-25-0003
	A 甲0007	23-3-006-25-0004
	A 甲0009	23-3-006-25-0005
	A 甲0019	23-3-006-25-0006
	A 甲0027	23-3-006-25-0007
	A 甲0030	23-3-006-25-0008
	A 甲0031	23-3-006-25-0009
	A 甲0032	23-3-006-25-0010
	A 甲0033	23-3-006-25-0011
	A 甲0034	23-3-006-25-0012
	A 甲0035	23-3-006-25-0013
	B0001	23-3-006-25-0014
	B0002	23-3-006-25-0015
	C0001	23-3-006-25-0016
	C0003	23-3-006-25-0017
	C0004	23-3-006-25-0018
	C0005	23-3-006-25-0019
数値制御旋盤	A 甲0001	23-3-006-25-0020
	A 甲0002	23-3-006-25-0021
	A 甲0003	23-3-006-25-0022
	A 甲0004	23-3-006-25-0023
	A 甲0005	23-3-006-25-0024
	A 甲0008	23-3-006-25-0025
	A 甲0009	23-3-006-25-0026
	A 甲0010	23-3-006-25-0027
	A 甲0011	23-3-006-25-0028
	A 甲0012	23-3-006-25-0029
	A 甲0013	23-3-006-25-0030
	A 甲0014	23-3-006-25-0031
	A 甲0016	23-3-006-25-0032
	C0001	23-3-006-25-0033
フライス盤	A 甲0003	23-3-006-25-0034
	A 甲0005	23-3-006-25-0035
	A 甲0006	23-3-006-25-0036
	A 甲0007	23-3-006-25-0037
	A 甲0009	23-3-006-25-0038
	A 甲0010	23-3-006-25-0039
	A 甲0012	23-3-006-25-0040
	C0001	23-3-006-25-0041
	C0002	23-3-006-25-0042
	C0004	23-3-006-25-0043
平面研削盤	A 甲0001	23-3-006-25-0044
マシニングセンタ	A 甲0002	23-3-006-25-0045
	A 甲0004	23-3-006-25-0046
	A 甲0005	23-3-006-25-0047
	A 甲0006	23-3-006-25-0048
	A 甲0007	23-3-006-25-0049

		A 甲0008	23-3-006-25-0050
		A 甲0009	23-3-006-25-0051
		A 甲0011	23-3-006-25-0052
		A 甲0012	23-3-006-25-0053
		C0001	23-3-006-25-0054
仕上げ	機械組立仕上げ	A 甲0001	23-3-012-25-0001
機械検査	機械検査	A 甲0002	23-3-013-25-0001
		A 甲0003	23-3-013-25-0002
		A 甲0004	23-3-013-25-0003
		A 甲0005	23-3-013-25-0004
		A 甲0006	23-3-013-25-0005
		A 甲0008	23-3-013-25-0006
		A 甲0009	23-3-013-25-0007
		A 甲0010	23-3-013-25-0008
		A 甲0012	23-3-013-25-0009
		A 甲0014	23-3-013-25-0010
		A 甲0015	23-3-013-25-0011
		A 甲0017	23-3-013-25-0012
		A 甲0018	23-3-013-25-0013
		A 甲0019	23-3-013-25-0014
		A 甲0020	23-3-013-25-0015
		B0001	23-3-013-25-0016
		B0002	23-3-013-25-0017
		B0003	23-3-013-25-0018
		C0001	23-3-013-25-0019
		C0002	23-3-013-25-0020
C0003	23-3-013-25-0021		
C0004	23-3-013-25-0022		
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲0002	23-3-015-25-0001
		A 甲0005	23-3-015-25-0002
		A 甲0006	23-3-015-25-0003
		A 甲0009	23-3-015-25-0004
		A 甲0012	23-3-015-25-0005
フラワー装飾	フラワー装飾	A 甲0001	23-3-119-25-0001
		A 甲0002	23-3-119-25-0002
		A 甲0003	23-3-119-25-0003
		A 甲0004	23-3-119-25-0004
		A 甲0005	23-3-119-25-0005
		A 甲0006	23-3-119-25-0006
		A 甲0007	23-3-119-25-0007
		A 甲0008	23-3-119-25-0008
		A 甲0009	23-3-119-25-0009
		A 甲0010	23-3-119-25-0010
		A 甲0011	23-3-119-25-0011

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営尻無北部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営尻無北部地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和5年8月25日から令和5年9月1日まで
- 3 掲示場所 東近江市農林水産部農村整備課

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年8月25日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
タノシニア	米原市朝妻筑摩1429	タノシニア合同会社 代表社員 前田諭	米原市朝妻筑摩1429	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2572400543	令和5.7.1

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、尻無北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年8月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井 清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	山田 順一郎	東近江市尻無町898番地
〃	松井 良夫	同 所914番地
〃	川越 慶次郎	同 所837番地4
〃	奥野 茂治	同 所838番地
〃	中村 庄助	同 所811番地
〃	山田 林治	同 所572番地
〃	松井 善太郎	同 所829番地
〃	村田 建治	同 所135番地1
〃	藤澤 修	同 所890番地
〃	日永 円四郎	同 所860番地1
〃	谷口 重隆	同 所827番地
〃	奥野 明	同 所925番地
監 事	藤川 万嗣	同 所136番地
〃	松林 市弥	同 所816番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	山田 順一郎	東近江市尻無町898番地
〃	松井 良夫	同 所914番地

〃	川越慶次郎	同	所837番地4
〃	奥野茂治	同	所838番地
〃	中村庄助	同	所811番地
〃	山田林治	同	所572番地
〃	松井善太郎	同	所829番地
〃	村田建治	同	所135番地1
〃	藤澤修	同	所890番地
〃	日永円四郎	同	所860番地1
〃	谷口重隆	同	所827番地
〃	奥野明	同	所925番地
監事	藤川万嗣	同	所136番地
〃	細野賢次郎	同	所1690番地2

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上平木町土地改良区の定款の変更は、令和5年8月8日に認可した。

令和5年8月25日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第83号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和5年8月25日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定する水域	期間
大津市北小松954番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松北浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角 ア 基点から真方位35度75メートルの地点 イ 基点から真方位85度131メートルの地点 ウ 基点から真方位174度189メートルの地点 エ 基点から真方位206度155メートルの地点	令和5年9月3日から同月9日まで
大津市北小松1017番地の1地先琵琶湖沿岸(北小松南浜水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松1017番地の1にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角 ア 基点から真方位30度239メートルの地点 イ 基点から真方位53度259メートルの地点 ウ 基点から真方位143度112メートルの地点 エ 基点から真方位170度58メートルの地点	令和5年9月3日から同月9日まで

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第13号

滋賀県病院事業を行う施設の診療科目に関する規程(平成21年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように

改正する。

令和5年8月25日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

表滋賀県立総合病院の項中「血液・腫瘍^{しゅよう}内科」を「血液^{しゅよう}内科、腫瘍内科」に改める。

付則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第14号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第7条第1項の表中「血液・腫瘍内科」を「血液内科
腫瘍内科」に改め、同条第3項の表中

「血液・腫瘍内科」	(1) 血液・腫瘍内科の診療に関すること。	」を
「血液内科 腫瘍内科」	(1) 血液内科の診療に関すること。 (1)の2 腫瘍内科の診療に関すること。	」に

改める。

付則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

令和5年度下半期滋賀県病院事業庁特定医薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約にかかる一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和5年8月25日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度下半期滋賀県病院事業庁特定医薬品単価基本契約
- (2) 内容等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 履行期限 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県病院事業庁告示第2号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:薬品類 小分類:医薬品 細分類:医療用薬品

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

ただし、この場合には、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 医薬品卸売販売業の許可およびその他各種薬品を納品するために必要な免許、許可を有していること。
- (6) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- 3 入札参加に必要な資格を確認する申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
 - (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、医薬品販売業許可証の写し、その他各種薬品を納品するために必要な免許証、許可証等の写し(麻薬、覚醒剤原料、毒物劇物等)
 - (2) 提出期限 令和5年9月15日(金)12時
 - (3) 提出場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299
 - (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者へ、令和5年9月21日(木)までに入札参加資格確認通知書を送付する。
 - (5) その他 必要な資料の作成および提出に関する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299 F A X 077-582-5697 電子メール nb0002@pref.shiga.lg.jp
入札説明書に対する質問がある場合には、令和5年9月13日(水)17時までにF A Xまたは電子メールにより提出すること。回答については、令和5年9月19日(火)を目途に滋賀県病院事業庁ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/nyuusatsu/>)に掲示するほか、滋賀県病院事業庁経営管理課にて掲示する。
 - (2) 契約条項を示す期間 令和5年8月25日(金)から令和5年9月25日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時(9月25日(月)のみ9時30分)まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限 令和5年9月25日(月)9時30分
 - (6) 開札の日時および場所 令和5年9月25日(月)10時 滋賀県病院事業庁経営管理課内
入札者は、開札に立会うことができる。なお、開札の事務作業に時間がかかるため、落札結果は後日連絡するので、開札に立会う必要はない。
- 5 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)によるものとする。
 - (2) 入札書は、4(1)に示す場所に、4(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない(入札書と別紙明細書を、入札者印で割印をすること。)
 - (3) 落札方法は、単価入札方式で、単品ごとに落札者の決定を行い、品目ごとの単価基本契約を締結する。
 - (4) 公示価格・薬価に変更がある場合は、入札日時点の公示価格・薬価に対して入札金額を見積もること。また、その場合は、提出する入札書の公示価格・薬価欄を赤字で訂正すること。
 - (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、円未満の数値は記載しないこと。記載があった場合は、円未満の数値を切り捨てた数値が契約希望金額とみなす。
 - (6) 入札単価記載欄が空欄の品目、または入札単価記載欄に「0(ゼロ)」と記載された品目については、辞退したものとみなす。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格があると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、

滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約書の作成の要否 要

10 郵便等による入札の可否 可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

13 その他必要事項

- (1) 予定数量について 別紙明細書の購入見込数量は、推計であり、単価基本契約を締結しても、必ずしも契約期間中の発注を保証するものではない。
- (2) 代理人の入札 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、委任状の代理人欄に押印したものと同一印を押印すること。
- (3) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) くじによる落札者の決定 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。また、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (5) 書換え等の禁止 一度提出した入札書は書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (6) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (8) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象でないことの誓約書の提出を求め、また排除対象者であることが判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。
- (9) 同等品による入札については、認めない。
- (10) その他詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

- (1) Nature of the products to be purchased : Medicines at Shiga General Hospital
- (2) Application submission deadline : 12 : 00, September 15, 2023
- (3) Bid submission deadline : 09 : 30, September 25, 2023
- (4) For further information, contact : Management and Administration Division, Hospital Operation Agency, Shiga Prefectural Government, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga, 524 - 8524, Japan, TEL +81 - 77 - 582 - 5299

